

共同デスク 8号 (2月14日)

東京国公だより 25号

関ブロニュース 19号

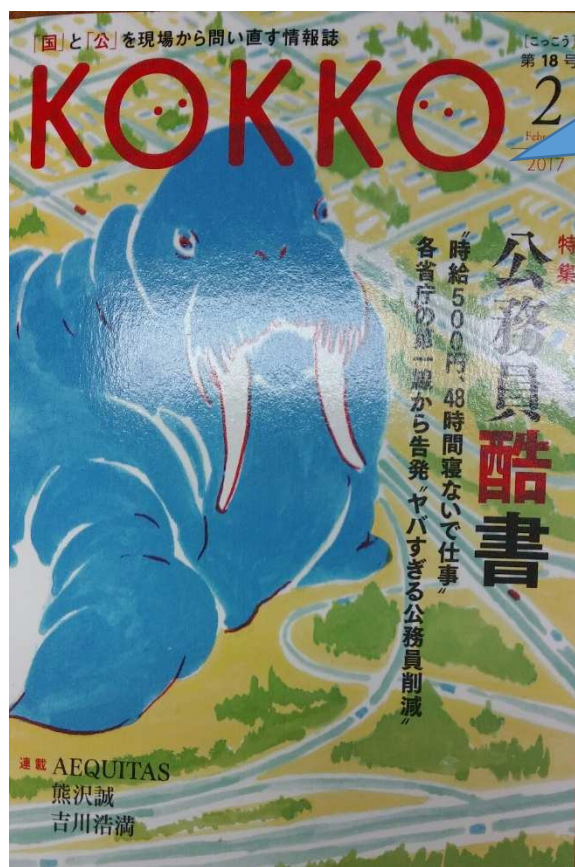
【電話】 03-3501-6973

【FAX】 03-3500-4391

【Eメール】

[office@tk-kokko.org](mailto:office@tk-kokko.org)

URL : <http://tk-kokko.org/>



過酷な国家公務員職場の実態がリアルに綴られていますよ。ご購入を是非お勧めします。

民間の仲間、地域住民、国民の皆さんに読んでいただき、大いに語り合しましょう！

国家公務員労働者の全国組織である国公労連が、機関月刊誌「KOKKO」2月号で、「公務員酷書」と題して、日本の公務員の人件費や数

が他国に比べて、最低水準であること（人件費ではGDP比でOECD 31カ国中、11年連続して最低、総雇用者数に占める公務員数では30位

等々）を明らかにしつつ、そのことが、いかに国民の安全・安心の保障にとつて害悪をもたらしているかを告発していま

今問題となつている労働で言えば、労働基準監督官は労働者数比でドイツの3分の1という水準です。医療を充実、自然災害や麻薬の密輸入をなくして国民命と健康を守る等、公務の人的充実があつてこそ、この国で安心して暮らせるというものです。本書を大いに広げよう！

国公労連が機関月刊誌「KOKKO」2月号で特集記事  
人的充実があつてこそ国民の安心安全が守られる

## **17 春闘本番！「働き方改革」と称しつつの、 安倍政権の二セ残業時間規制は許さない！ 高橋まつりさんの死を、私たちは絶対忘れない！ だから本物の規制を！**

国民要求、都民要求も正面に据え、全労者に関わる要求実現のために、全県国公で、官民共同による 17 春闘が果敢に闘われています。その要求課題の中心の柱に「数値目標を法文に入れた残業規制」を据えているのが今春闘の特徴です。

そもそも労働基準法 32 条では、「1 日 8 時間、週 40 時間を超えてはならない」と定めています。ところが同法の 36 条では協定を結べば（通称「三六（サブロク）協定」と呼ばれています）、1 日 8 時間を超えても違反とはなりません。残業時間の上限は月 45 時間など「大臣告示」（1998 年）があります。しかし問題があります。この「三六協定」に特別条項をつければ上限はありません。だから私たちは事実上残業時間に上限がないと同じということで、日本の残業時間は「青天井」と指摘しています。

さて電通の高橋まつりさんの場合、さらに問題です。電通での残業の上限は月 70 時間でした。ところが高橋さんの場合、130 時間を超える残業をしていましたが、「自己申告」したという残業時間は 69.9 時間で、月 70 時間以下としていたのです。こんなことは絶対に許されるものではありません。

政府も大きな国民世論の前に「規制」言わざるを得なくなり、「働き方改革実現会議」を中心に、「規制」のための検討を始めています。これがまた問題。その中身は月 60 時間、年 720 時間、繁忙期は 100 時間・2 ヶ月平均で 80 時間というものです。これでは過労死ラインの合法化に他なりません。

私たちは、①少なくとも、大臣告示並みの上限を法制化し、きちんと罰則をつけること、②それを徹底させ、取り締まる労働基準監督官や、相談員、労災認定事務官の大増員（日本は欧米の 2 分の 1、3 分の 1 の人員配置というのが実態です）をはかる、③翌日の出勤まで最低連続 11 時間の休息を入れる、④根本問題である増員、以上を要求しています。それらの実現に向け省庁交渉、経営者交渉・懇談など 17 春闘では全力を尽くしましょう！

高橋まつりさんの死を絶対忘れてはなりません。